第３次熊本市環境総合計画策定に向けての基本的考え方(方向性)

資料1

１　計画の基本的位置づけ等について

①計画の位置づけ
「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」
※熊本市環境基本条例第３条に規定

・長期的な目標を示す計画とする。
・市民・事業者・行政それぞれに求められる役割と取組の方向を明らかにする計画とする。

②　計画範囲
● 本計画の対象とする地域は熊本市全域とする。

● 本計画の実行にあたっては、本市と生活圏が密接に関わる熊本広域都市圏を中心とした広域的な対応をする。

● 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境及び地球環境とする。

熊本市の環境行政の基本方針をメッセージとして発信する計画

２　今後10年間を見据えた計画策定にあたっての考慮すべき事項(理念とすべき基本的事項)

(1) 世界に誇れる環境先進都市としてのまちづくり

☆世界に誇れる環境先進都市となるために、今後の国内外の都市との連携、協調を視野に入れたまちづくりを行っていく必要がある。

(2)深刻化する環境問題への対応

☆深刻化している環境問題に対し、適切な対応を図るとともに、正確な情報発信を行っていく必要があります。
・本市として取り組むべき環境課題
⇒水をさらに守り育む、みどりと生き物を守り育む、美しい街並みを守り育む、
環境配慮のまちづくり、循環型の社会づくり、低炭素都市づくり、環境教育・実践、市民協働の推進
・地球規模の環境問題⇒地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、森林の減少、砂漠化、野生生物の減少
・都市ﾚﾍﾞﾙの環境問題⇒<生活環境>多種多様な廃棄物、生活排水、大気汚染　<自然環境>生物多様性の保全、緑保全、水保全

(3) 都市の転換点への配慮

☆熊本市は、都市としての歴史的転換点を迎えようとしています。
☆拡大する市域とその地域特性や自然に対応した新たなまちづくりを行っていく必要があります。
<参考>
平成２２年３月　植木町・城南町との合併による新市誕生
平成２３年春　　九州新幹線鹿児島ルートの全線開業
平成２４年４月　政令指定都市への移行

(4) 協働のまちづくりへの配慮

☆市政への市民参画の機会の拡充を図っていく必要があります。
☆市民と行政がパートナーとして公共を担う、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。
☆地域コミュニティの連携強化を行っていく必要があります。
※平成２２年４月　「熊本市自治基本条例」施行　⇒　新しい熊本のまちづくりを進めるための基本的なルール

(5) 環境と経済・社会の調和の取れたまちづくりの推進

☆環境問題に対する世界的な認識や関心が高まってきています。
☆環境保全の視点がないと経済社会の発展は困難な状況となってきています。
☆市民の意識が高まり、環境に配慮した生活行動や消費行動の実践が根付き始めています。

(6) 人づくりの強化

☆環境保全行動を実践する市民や次世代の環境保全を担う人材を育成していく必要があります。

３　その他の策定における視点

（1）　熊本市の特性を踏まえた計画とする
〇自然と歴史・文化に恵まれた特性を活かします　「日本一の地下水都市」「森の都」「熊本城」「城下町」
〇快適な都市機能を持つ特性に配慮します　人口７３万人の都市活動が快適に営まれる都市

（2）　分野別計画との整合を図る　～環境に関する総合的な一つの基軸となる計画を策定する～
〇環境部門の分野別計画を体系的に整理します　「緑の基本計画」「地下水保全プラン」「低炭素都市づくり戦略計画」「ごみ減量・リサイクル推進基本計画」など
〇環境部門以外の分野別計画についても環境保全として位置づけるべき事業を整理します　「熊本市都市マスタープラン」

（3）　重点的に取り組むべき施策を明示する

資料2

これまでの取り組みの現状分析と今後取り組むべき方向性について

これまでの目標	現状分析（平成20年度実績による）	今後必要な取り組み	方向性（案）
自然と共生する風格ある森の都をつくる（長期目標） 1　恵み豊かなくまもとの水をまもる ＊ 豊かな地下水をまもる ＊ きれいな地下水をまもる ＊ きれいな河川・海をまもる 2　自然豊かな「森の都」をまもり、つくる ＊ 緑をまもり、つくる ＊ 多様な生き物を育み自然環境をまもる ＊ 自然とのふれあいを進める	● 地下水かん養量は、対象となる転作水田面積が限界に近づきつつあることや、転作作物の作付時期が合わないことにより、目標値に達していない。 ● 市民１人１日当たりの生活用水使用量は、目標値には達していないが、節水市民運動などの取り組みにより確実に減少してきている。 ● 地下水・河川・海域の汚染は改善傾向にはあるものの、目標値には達していない。 ● 市民意識調査における「海や川のきれいさ」の満足度は上昇はしている。 ● 有機塩素系化合物による地下水汚染地区のうち、環境基準以下に改善された地区数は、わずかに目標値に満たないが、改善傾向にある。 ● 河川・海域の公共用水域環境基準達成率は、公共下水道、合併浄化槽の普及に伴い、改善傾向にあるのの、広域的な影響を受けることもあり、完全に環境基準を	● 今後も引き続き、転作水田や雨水浸透施設等の利活用による人工かん養対策に取り組んでいく。 ● 今後とも節水型社会の形成に取り組むとともに、水検定や水守制度を活用した地下水保全についての効果的な啓発に努めていく。 ●地下水の水質保全のため、現在の喫緊の課題である硝酸性窒素削減対策に引き続き取り組んでいく・。 ●公共用水域の汚染対策には長期・広域的な取り組みが必要であるため、今後もさらに目標値達成に向けて水質監視・水質改善の推進につとめていく。	水をさらに守り育む
3 歴史遺産等を生かした美しい景観をまもり、つくる ＊ 歴史遺産等をまもり、生かす ＊ 魅力ある都市景観をつくる	● 緑被率・緑地率は目標値に達成している。	● 公園については、第６次総合計画に基づき面積の拡大ではなく、市民が使いやすいと感じる公園整備を行っていく。 ● 多様な生態系を保全するため、今後も自然環境や生	みどりと生き物を守り育む
	● 市民意識調査における「良好な街並みと思う」割合は増加している。	● 今後も守り育ててきた歴史的文化遺産を生かしながら、市民・事業者・行政が一体となり美しい都市景観を保全・創造していく。	美しい街並みを守り育む

これまでの目標	現状分析（平成20年度実績による）	今後必要な取り組み	方向性（案）
環境負荷の少ない循環型社会をつくる 1 さわやかで安心できる生活環境をつくる ＊ さわやかな大気をまもる ＊ 騒音・振動のないまちをつくる ＊ 有害化学物質による汚染を防ぐ ＊ 環境に配慮した交通	●大気の二酸化窒素濃度は目標値を達成していないが、減少傾向にはある。 ● 市民意識調査における「空気のきれいさやにおい」「静けさ」に対する満足度は上昇している。 ● 市民意識調査における「自転車の利用」割合や公共交通機関利用者は減少している。	●今後も良好な生活環境の保全に努めていく。 ●引き続き率先して低公害な車を促進していく。 ●今後とも、公共交通活性化施策を展開し、自動車から公共交通機関への転換を促し、環境に配慮した交通を目指していく。	環境配慮のまちづくり
2 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる ＊ ごみを減らす ＊ リサイクルを進める ＊ ごみを正しく処理する	●市民１人１日当たりのごみの排出量は、目標値は達成していないが、着実に減少している。 ● 市民意識調査における「日頃から簡易包装や詰替商品を選ぶ」割合は上昇している。 ●家庭ごみのリサイクル率は、目標を達成しておらず、新たな取り組みが必要となっている。	●平成21年10月から資源物拠点回収に廃食用油など４品目を加えたほか、平成22年10月からプラスチック製容器包装を分別収集しリサイクルを推進していく。 ●有料化の効果として、これまで燃やすごみに混じっていた紙類の分別が進んでおり、今後もごみ減量と併せて分別品目拡充へ向けて取り組んでいく。 ●排出ごみの再生だけでなく再生品の積極的な利用を推進していく。	循環型の社会づくり
3 地球環境問題に地域から貢献する ＊ 地球温暖化を防ぐ	●熊本市域全体の温室効果ガス排出量は平成２年度比で増加している。 ●市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は平成１６年度比で増加している。	●「低炭素都市づくり戦略計画」に基づき、市内の温室効果ガス排出量の削減に努める。 ●平成２２年度にはプラ容器の分別収集を計画しており、ごみ焼却に伴う排出量は削減されると考えられる。今後も、率先してエコオフィス活動の取り組みを推進していく。	低炭素都市づくり

これまでの目標	現状分析（平成20年度実績による）	今後必要な取り組み	方向性（案）
参加と協働を実現する 1 自発的に実践する人を育てる ＊ 環境教育・学習を進める ＊ 自発的な活動を進める	● 市民・事業者の環境保全行動率は、１０年前に比べ上昇している。特に、経費節減に繋がる行動は比較的向上がみられる。 ● 事業所の環境マネジメントシステム導入数の目標達成は困難な見通しであるが、ISO取得は年々増加している。 ● 市役所のISO対象区域におけるリサイクル率は未達成。	●今後も市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進していく。 ●市役所で平成２１年度から焼却処分していたシュレッダーごみのリサイクルに取り組んでおり、今後さらに、紙ごみの可燃ごみへの混入や弁当容器のごみなどについて、リサイクル・削減を推進していく。	環境教育・実践
2 活動の「輪」を広げ、「協働」の取組を進める ＊ パートナーシップをつくる	●エコパートナーくまもとへの参加者数は、環境フェアなど各種イベント等で広く入会の呼びかけを行っているが、組織や会費等の課題もあり目標値には達していない。	●様々な市民環境団体の活動を支援していく。	市民協働の推進

外的要因の変化

《本市をとりまく環境の変化》
平成23年春の九州新幹線鹿児島ルートの全線開業、合併による新市誕生、平成24年春の政令指定都市への移行、自治基本条例制定による、都市転換に対応した市民協働の新たなまちづくりが必要になっている。

《地球環境の変化》
地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、森林の減少、砂漠化、野生生物の減少など地球規模の環境問題の発生や、都市における人口の集中や自動車の急速な普及、多種多様な廃棄物や生活排水、自動車排ガスによる大気汚染など生活環境の悪化が問題となるとともに、都市化の進展による自然環境の破壊やヒートアイ

前回審議会でのご意見（キーワード）

■自然・地下水・緑・生態系の保全　■循環型社会・低炭素社会
■市民力・市民参加・市民参画・住民参画・協働　■人間サイズ・人にやさしい　■人づくり・環境教育
■暮らしやすいまちづくり・人間を中心としたまちづくり・癒し
■大先進的都市・世界に誇れる・環境創造都市・広域　■メッセージ・内外へのアピール・宣言　■透明性

目指す都市像（案）

１　人にやさしい、環境にやさしいまち

２　環境にやさしい人づくりまちづくり・くまもと

３　人が主役の自然豊かなわくわく環境先進都市

４　ふるさとの自然を守る世界に誇れる環境先進都市

資料3

第3次環境総合計画に掲げる目指す都市像（案）

案	目指す都市像	都市像の設定理由
①	人にやさしい、環境にやさしいまち	・人を中心としたまちづくりの中で環境保全を推進していく必要がある ・環境に配慮することで、人がくらしやすいまちづくりをしていく必要がある
②	環境にやさしい人づくりまちづくり・くまもと	・次世代の環境保全を担う人材育成をしていく必要がある ・環境に配慮することで、人がくらしやすいまちづくりをしていく必要がある
③	人が主役の自然豊かなわくわく環境先進都市	・市民力を活かし、市民の協働･参画で環境保全を推進していく必要がある ・本市の特性である豊かな自然環境を守り、伝えていく必要がある
④	ふるさとの自然を守る世界に誇れる環境先進都市	・熊本市第６次総合計画で示しているまちづくりの重点的取り組みである ・今後の国内外の都市との連携、協調を視野に入れた都市づくりを行っていく必要がある

平成21年度第2回環境審議会(2/17) 委員発言キーワード

自然･地下水･緑･生態系の保全	循環型社会･低炭素社会
市民力･市民参加･市民参画･住民参画･協働	人間サイズ･人にやさしい
人づくり･環境教育	暮らしやすいまちづくり･人間を中心としたまちづくり･癒し
若い人たち･引き継ぐ	大先進的都市･世界に誇れる･環境創造都市･広域
メッセージ･内外へのアピール･宣言	透明性

第３次環境総合計画の構成案(たたき台)

資料４

第１章 計画の基本的な考え方

1. 環境行政の歩みと背景

〈国際動向〉

平成４年６月	地球サミット開催(ﾌﾞﾗｼﾞﾙ・ﾘｵﾃﾞｼﾞｬﾈｲﾛ)
平成６年６月	「気候変動に関する国際連合枠組条約」公布

〈国〉

平成５年	「環境基本法」制定
平成６年	第１次環境基本計画策定
平成12年	第２次環境基本計画策定
平成18年	第３次環境基本計画策定

〈熊本市〉

昭和63年10月	「熊本市環境基本条例」制定
平成５年	第１次環境総合計画策定
平成13年	第２次環境総合計画策定
平成18年	改訂版第２次環境総合計画策定

2. 計画策定の目的と位置づけ

【目的】

熊本市環境基本条例第３条

「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」

・長期的な目標を示す計画

・市民・事業者・行政の役割と取組の方向を明らかにする計画

【位置づけ】

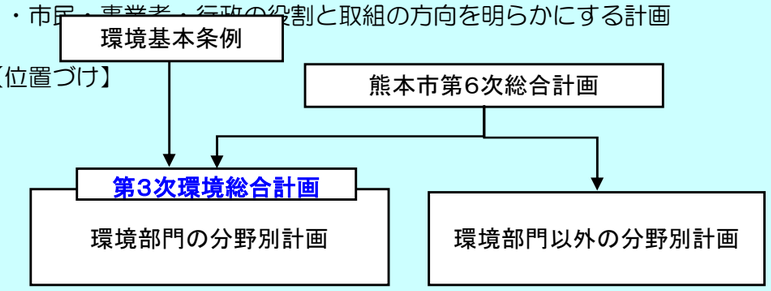

3. 計画の範囲

● 本計画の対象とする地域は熊本市全域。

● 本計画の実行にあたっては、本市と生活圏が密接に関わる熊本広域都市圏を中心とした広域的な対応。

● 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境及び地球環境。

4. 計画の期間

第２章 計画の基本理念

1. 計画の目指す都市像

環境審議会で議論

2.環境行政の基本理念

今後１０年間の環境行政の取り組みの方向性を示す基本理念を総合的視点で示す。

（1）世界に誇れる環境先進都市としてのまちづくり

（2）深刻化する環境問題への対応

（3）都市の転換点への配慮

（4）協働のまちづくりへの配慮

（5）環境と経済・社会の調和の取れたまちづくりの推進

事務局でたたき台作成⇒*環境審議会で議論*

（7）計画の着実な推進

事務局でとりまとめ作成⇒*環境審議会で議論*

3. 計画の目標と重点施策

目標体系図と重点施策のヘッドラインを提示

第3章 基本計画

1.重点プログラム

環境行政の基本理念を具体的に実現させるための事業プログラム

総合的視点からみた事業プログラム

(例)人づくりを視点とした事業

環境審議会・庁内検討会議・市民検討会議で議論

2.基本計画化 ～

庁内検討会議で議論

市民検討会議で議論

行政の役割⇒

市民・事業者の役割⇒

3.目標と指標

事務局で取りまとめ⇒*環境審議会で議論*

第4章 推進体制

〇計画(Plan) 〇実行(Do)
〇検証(Check) 〇再考・実践(Action)

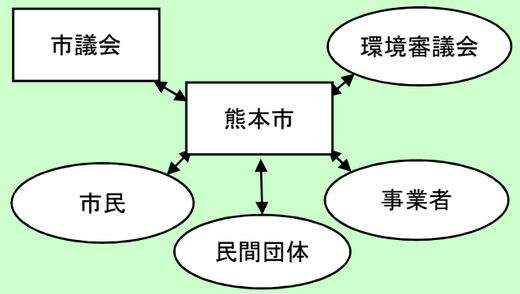

環境審議会・庁内検討会議・市民検討会議で議論

※参考資料　分野別計画の抜粋

資料5
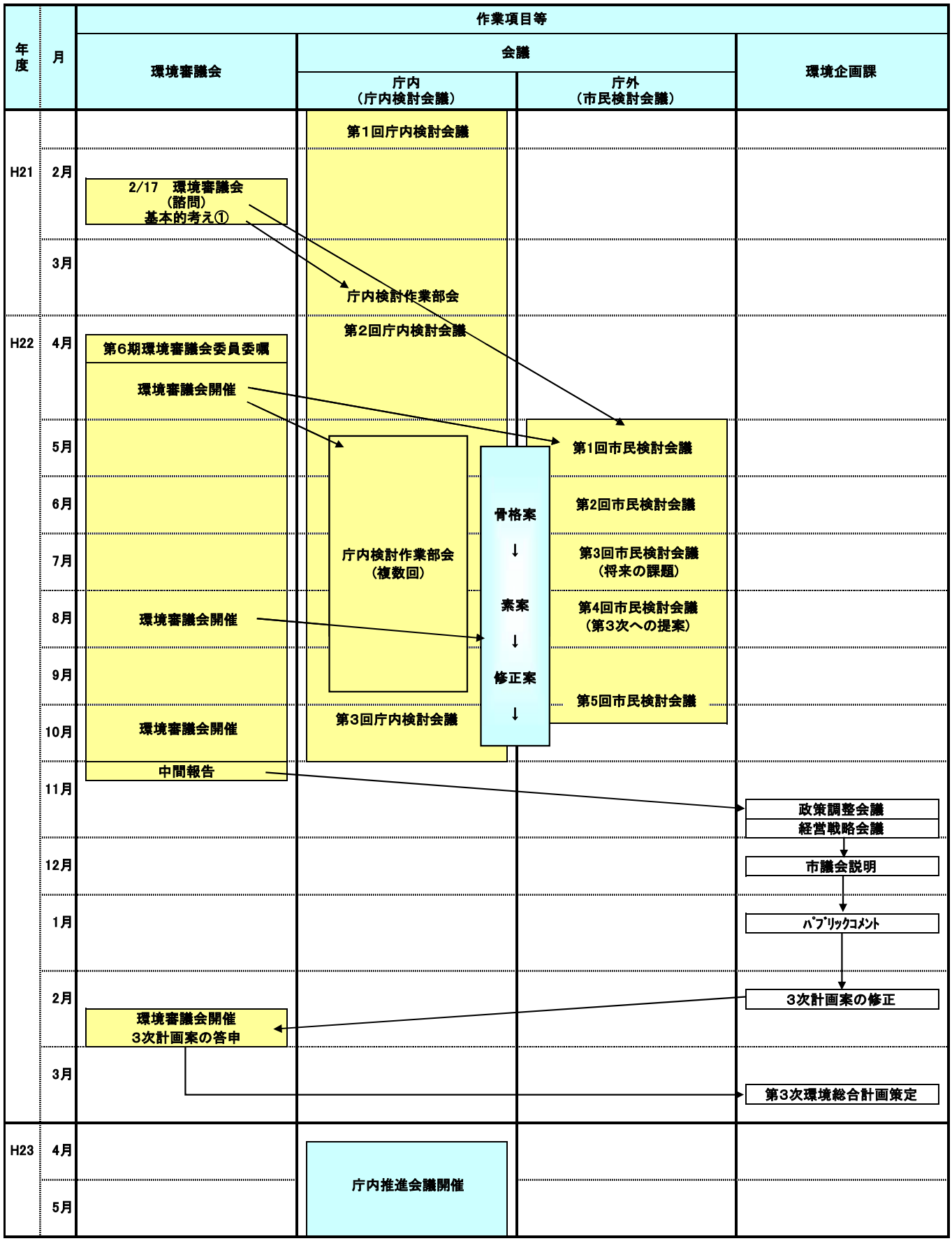
「第3次熊本市環境総合計画」策定作業ｽｹｼﾞｭｰﾙ（案）